

令和6年1月30日

各 位

財 務 部 契 約 課 長  
(担当：工事契約係)

**令和6年能登半島地震による災害の発生に伴う  
建設業法上の特例措置等について（通知）**

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より令和6年1月11日付け国不建第149号の通知があり、本市においても下記のとおり対応します。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

記

**1. 許可の有効期間の延長について**

特定被災地域（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可（令和6年1月1日から令和6年6月29日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和5年12月31日までに更新を受けた場合を除く。）については、その有効期間の満了日を一律に令和6年6月30日に延長することとします。

**2. 経営事項審査の有効期間の延長について**

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査（令和6年1月1日から令和6年6月29日までに有効期間が満了するものに限る。）については、その有効期間の満了日を一律に令和6年6月30日に延長することとします。

**3. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について**

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（令和6年1月1日から令和6年6月29日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、令和5年12月31日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、その有効期間の満了日を一律に令和6年6月30日に延長することとします。

**4. 技術者等の途中交代について**

令和6年1月15日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置につ

いて」において、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の工期途中での交代は、途中交代を行うことができる条件について受注者と合意がなされた場合に認められています。なお、一般的な交代の条件として、令和6年能登半島地震により、技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も含むものとします。

## 5. 恒常的な雇用関係の取扱いについて

令和6年1月15日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について」において、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされていますが、令和6年能登半島地震により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととします。

### 【参考】災害救助法適用市町村（令和6年1月1日現在）

- 新潟県  
新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
- 富山県  
富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
- 石川県  
金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
- 福井県  
福井市、あわら市、坂井市

<問い合わせ先>

新潟市 財務部 契約課 工事契約係  
TEL 025-226-2217